

## 新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の基準について

学校関係者に新型コロナウイルス感染症に係る検査により感染が確認された場合の学級閉鎖等の基準について、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を参考にして、以下のとおり基準を定めました。

学級閉鎖等の実施につきましては、その他の感染症等と同様に、学校医及び関係機関と連携し、進めてまいります。

### 1 学級閉鎖

感染判明後、次のいずれかに該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高いと認められる場合、学級閉鎖を実施する。この場合の閉鎖期間は、5日から7日程度を目安として判断する。

- (1) 同一の学級において、関連する複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 同一の学級において、感染者が1人であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- (3) 同一の学級において、1人の感染者が判明し、関連する複数の濃厚接触者が特定された場合
- (4) その他、教育委員会で必要と判断した場合

### 2 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高いと認められる場合、学年閉鎖を実施する。この場合においても、閉鎖期間は5日から7日程度を目安として判断する。

### 3 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高いと認められる場合、学校全体の臨時休業を実施する。この場合においても、閉鎖期間は5日から7日程度を目安として判断する。